

「ジェンダーの倫理学」の可能性について

伊藤 信也

On the Possibility of “an Ethics of Gender Equality”

Shinya ITO

Osaka University of Pharmaceutical Sciences, 4-20-1, Nasahara, Takatsuki, Osaka 569-1094, Japan

(Received October 30, 2008; Accepted November 25, 2008)

This article examines the possibility that ethics can discuss “gender” and that there can be an “ethics of gender” relating to gender equality. Up till now, gender studies and feminism studies have concentrated on problems such as “sex” and “love.” However, these problems have seldom been examined from the point of view of ethics. Various reasons have been advanced to explain why “gender” up till now has been left behind by ethics without being discussed. The conclusion is that problem recognition should be shared by all genders and we can learn from gender studies in order to build an “ethics of gender.”

Key words—ethics; gender equality; feminism

はじめに

有史以来、女性差別の長い歴史が存在するのに対し、「性」や「ジェンダー」（身体的・生物学的ではない、社会的・文化的に形成された性差概念）についての学問的研究の歴史は、はるかに浅い。そして、「ジェンダー」が倫理学において研究された歴史はもっと浅い。

倫理学の世界において「性」に関する諸研究は、学会誌等で確認できる限り行われてはいるが、量的には少ないと言わざるを得ない。現在では、主として社会学研究者によるジェンダーやフェミニズムに関する研究が、倫理学研究者による研究を圧倒している状況である。その結果、倫理学研究者以外のジェンダー研究書などで、倫理にかかわる数多くの議論がなされている状況となっている。¹⁾

本稿では、「性」や「ジェンダー」を倫理学の研究分野に位置づけて究明することを通じて、共学で学ぶ学生向け「テキスト」の原案として構想し、それを一括して「ジェンダーの倫理学」と仮称することにする。そのような「学」の構築を可能とするために、考察すべき諸課題を検討したい。

その作業として、日本の倫理学・哲学会（主に学会誌）において扱われた「性」や「フェミニズム」「ジェンダー」に関する諸課題を振り返る。「倫理学会」という括り方をした理由は、学会論集であれば、日本の倫理学および哲学研究者の合意によって論題とすべきと承認されていると見なされるからである。

まずは、倫理学が「性」をテーマとして扱うことについて繰り返されてきた議論を確認する。その議論を踏まえて今後、倫理学として「ジェンダー」をどう扱うべきかを検討したい。

1. 日本の哲学・倫理学界における「性」「ジェンダー」関連研究

1980年代後半から日本の哲学・倫理学界でも「フェミニズム」や「女性差別」に関する論文が掲載され始める。最初期としては、1985年に加茂直樹氏による論文「性表現と自由」²⁾が掲載されている。この論文は性表現の自由と法規制の妥当性について検討を加えたもので、現在のポルノ表現の法規制問題を倫理的観点で課題にしている。

1993年には大阪薬科大学で開催された関西倫理学会大会で、シンポジウム「フェミニストと倫理」³⁾が行われている。近年の研究書を見る限り、このシンポジウムは倫理学会としては「性」に関するテーマで企画された日本で最初期のものようである。また全国レベルでは、日本倫理学会で1996年に日本倫理学会編『性』という研究書が編まれた。(この書は2節で取り上げる)

21世紀に入り、哲学や倫理学会だけでなく、倫理学研究者の著作にも、ジェンダー関連の問題群をテーマにしたものが増えてくるようになった。2003年から『岩波 応用倫理学講義』(全7巻)が刊行、第5巻では「性/愛」が特集されている(この書は3節で取り上げる)。

2007年発行の日本哲学会『哲学』には、大会での共同討議「ジェンダーと哲学」が収録されている。同年の関西倫理学会でのシンポジウムの総題では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」⁴⁾が採用された。このシンポジウムの提題及び提題者は、「懐胎・分娩はいかなる労働か」(大越愛子氏)、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツとリベラル優生主義」(松原洋子氏)、「膣内射精暴力論の射程：男性学から見たセクシュアリティと倫理」

(森岡正博氏)という、身体の具体的問題に迫るテーマ設定が為されている。

2008年には日本倫理学会において、ワークショップ「性の倫理学の可能性について」が行われている⁵⁾。ワークショップの責任者である江口聡氏は、次のように概要を説明している。「国内では性(セックス)にかかわる哲学的・倫理学的問題群の重要さは理解されつつあるが、哲学・倫理学を専門とする研究者の活動は十分に活発とは言えないように思われる。日本倫理学会が編集した論集『性』(開成出版)の発行から十年以上が経過しており、性の哲学・倫理学研究の現状を把握することが必要であろう。」「性の倫理を考えるにあたって、性暴力、性差別、性的逸脱、売買春、ポルノグラフィーといった実践的・社会的問題への関心が重要であることは言うまでもないが、それらの問題に含まれる難問を解決する上で、哲学史・倫理学史の伝統を見直すことも必要であると思われる」⁶⁾。

このように、近年では哲学界や倫理学界において「性」や「ジェンダー」に関連するテーマを正面に据えた共同討議や研究が以前よりは多く開催されるようになった。

しかし先にも触れたとおり、「性」や「ジェンダー」の倫理的問題に関する議論の多くは、倫理学よりも社会学などの学問分野で行われてきた歴史がある。任意の関係図書類の奥付を調べてみれば、そこに社会学を中心に、文化人類学、文学、心理学等の研究者の参加を確認することができる。そして、その場に参加する倫理学研究者は少数である。

このように、歴史的な経過としては「ジェンダー」や「フェミニズム」の研究は、倫理学研究者

2) 日本倫理学会編：倫理学年報 第十五集，1985。

3) 提題者は丸山徳次氏、伊藤正博氏、田村公江氏。司会は鷲田清一氏と水谷雅彦氏。関西倫理学会会報第55号、『倫理学研究』，1994年。残念ながら討論の詳細は掲載されていない。

4) 2007年11月4日、京都女子大学で開催。司会は田村公江氏と八幡英幸氏。

5) このワークショップは2008年10月3日に筑波大学で開催された。

6) 日本倫理学会第59回大会報告集，56ページ。

が中心となって行って来たわけではないのだが、それだけでは「なぜ倫理学で性やジェンダーを盛んに扱ってこなかったのか」の理由を説明したことにはならない。「どの分野の研究者が研究してきたのか」ということよりも、そのテーマを研究すること自体が可能なのか、つまり性にかかわる倫理的な諸課題を倫理学で取り扱うこと自体にある種の困難がつきまわっているのではないかという問題意識が、近年倫理学や哲学の研究者によって指摘されてきている。

田村公江氏は著書『性の倫理学』⁷⁾の「プロローグ 性の倫理学の難しさ」の中で、性の問題を倫理学で扱うことの困難について触れている。

田村氏は、「性という主題が倫理学にとってやっかい」なのは次の二つの理由だとしている。「一つは、性行為においては、主体と対象の関係という枠組で考察できないということ」。つまり、「性行為を考察するためには、相互に主体であるという複雑さを扱う理論が必要となる」からである。この理由には、倫理学が（そして哲学も含まれていると思われるが）相互主体的な考察をしてこなかった、という意味が含まれていると思われる。そして、「性という主題が倫理学にとって扱いにくいもう一つの理由」は、「性的快感という特殊な快感が問われてくるということ」だという。というのも、「哲学は伝統的に性行為を人間の動物的本能に関連づけて、いかに動物的本能を理性で制御するかという発想を採用してきた」が、「性的快感は本能だけでは語れない」とし、性的快感は「心理的満足や精神的活動との関連」があり、「身体感覚の側面と精神的活動の側面を合わせ持つ」という。これらの理由は主に性的な実践面から検討した論拠であるが、これらの理由の正当性について別途検討の必要があるとしても、倫理学が主題としてこれまで

このようなテーマを扱いづらかった理由としては想定されうる論拠かもしれない。しかもこれは倫理学だけでなく、哲学にも共通する方法論的特質に由来する理由と言えらるだろう。

他にも例えば北川東子氏は、別の角度から（倫理学ではないが）哲学でジェンダーを扱うことに伴う困難性を主題の一つとして論考を発表している⁸⁾。この論考の「1 哲学はジェンダー論を必要とするか」の中で北川氏は、ジェンダー論が「今日の学問状況」において「もっとも生産的な領域のひとつ」であるのに、哲学では「ジェンダー概念がまだ本来のインパクトを発揮できていないという印象を持つ」としている。また「ジェンダーと哲学」という「テーマ設定そのものに疑問をもつ哲学者もいるであろう」と言い、その「疑問を持つ哲学者」がどうして疑問を持っているのかについて、彼ら自身が語っているような形式で以下のように説明している。

「哲学は普遍性の探究を本質としている。それにたいして、ジェンダー論は、性差別を批判的に意識化する試みである。特殊な集団の特殊な文脈と結びついた議論である。特に、女性差別や性暴力の糾弾と結びついている。基本的には、フェミニズムの問題である。したがって、社会学や歴史学の問題としては理解できるが、哲学の問題としては考えにくい。哲学は、たとえ社会正義のためであっても、特定の集団のイデオロギーであってはならない。家族論やセクシュアリティやエロスの問題など、特定分野においてならジェンダー論は不可欠であるが、哲学一般にとっての視点ではない。」（北川、46 ページ）

ジェンダーと哲学というテーマ設定に疑問を持つ哲学者が、本当にこのように認識しているのかどうかは措くとしても、氏が「多くの哲学者が、性やジェンダーについてどういう認識を抱いてい

7) 田村公江：性の倫理学（丸善）2003年。この書は加藤尚武・立花隆監修『現代社会の倫理を考える』シリーズのうちの一冊として発行されている。

8) 北川東子：哲学における「女性たちの場所」ーフェミニズムとジェンダー論、日本哲学会編集『哲学』、2007年、45ページ以降。

る」と考えているのかは、極めて明瞭に示されている。哲学に「普遍性」「非政治性」を求める声が、ジェンダー論を哲学の課題に上らせることを抑圧していると認識されている。

また、北川氏はもう一つの根拠として、「哲学にとって、ジェンダー論はなにを意味するか」についての「コンセンサスの不在」があることを指摘している。「ジュディス・バトラーの一連の仕事」や「ドゥラシラ・コーネルのフェミニスト法哲学」など海外の「哲学的なジェンダー論」の邦訳が出版されているにもかかわらず、また日本やアジアからの問題提起があるにもかかわらず、日本では「哲学的なジェンダー論」について、「漠としたイメージ」すら存在していないのが現状だと言い、「性差別やセクシュアリティについて制度批判的な議論をすれば、それがジェンダー論である」と「誤解されている」むきもある、と批判している。(同ページ)

しかし、このような哲学にとっての「コンセンサスの不在」は、倫理学研究者の中で、倫理学にとってのコンセンサスの不在という問題として以前から指摘されてきたのである。それが、次節で取り上げる日本倫理学会の論集『性』で提起された倫理学の課題である。

2. 倫理学が「性」に関して研究する意義とは

倫理学研究の世界で「性」に関する問題群への言及が始まった1990年代後半、ようやく倫理学会が編集した一冊の研究書が出版されている。それが日本倫理学会編集の『性』(1996年)である。

この論集では、古代ギリシアから現代までの性に関する倫理学説に触れていたり、性暴力の倫理的問題に関する論考も掲載され、参加者の関心に即して多様な角度で性について検討が加えられている。ただ、当時の性に関する参加者の問題意識

を反映して、たとえば現在では普及しつつある「ジェンダー」概念を用いることなく、性差による男女の区別と文化的差異性の関係を明確にしないまま、全体の論集が組まれるという問題点がある。しかしながら、この論集は倫理学研究において「性」をテーマにするにあたり、どのような研究領域を設定し、また展開できるか、という点において今も示唆的である。

この論集の中で志水紀代子氏は、「これまで日本における哲学や倫理学の学会で、『人間』がテーマにならなかったことはないだろうが、『性』や『女性』、『こども』が問題にされたことはほとんど皆無に近かったのではないだろうか⁹⁾とし、「阻害され続けてきた女性(=人間)の、思想やことばについて、フェミニズムの立場からどのような問いかげがなされてきたか」を報告している。

その結果、この学会大会で以下の三点について報告を行ったと述べている。一つ目は「フェミニズムの視点と原点」であり、二つ目は「フェミニズムが批判してきた『近代』—男性中心主義に貫かれた市民社会の現実を、主として日本のフェミニズムの歴史の変遷過程を中心にして明らかにしながら、世界のフェミニズムの動向をそれに対比させつつ解説」し、最後(三点目)に「世界的な視野の中で、今何が問題とされているかを第四回世界女性会議・NGOフォーラム(北京会議)の報告や行動綱領の中で明らかにしようとした」という。しかも「時間的な制約」の中、後半はレジュームの項目を挙げることしかできなかった、と記されている。つまり、志水氏は大ベテランから若手まで会場に居並ぶ(主に)男性研究者に向かって、今で言う「女性学」のテキストのような内容を時間の許す限り熱弁したことが想像される。

一目瞭然で分かるように、この段階では未だ日本の倫理学者達がこのような問題群についてほとんど無知であるという想定の下に、思想や歴史の

9) 志水紀代子：性について、日本倫理学会編『性』(開成出版)1996年、120ページ以下。

基礎をいわば講義する報告内容になっている。このような報告内容に終始すること自体、いかに日本の倫理学会の歴史において「性」をテーマにした研究史が疎遠な存在であったかを物語っている。その疎遠さが「コンセンサスの不在」を生み出している一因になっていることは想像に難くない。

同書のシンポジウムの要録¹⁰⁾でも、同様の問題が語られている。シンポジウムの冒頭で、司会の一人である窪田高明氏は「いつの時代の倫理学でありましても、性の問題というものを何らかの形では意識してきたのだと考えていいと思います。ただ、一方で倫理学が性の問題を正面から取り上げることがあったかと言えば、それは必ずしもそうではなかったというふうにいえると思う」と述べ、これまで倫理学会が性を中心課題として捉えてきたことがなかった点に触れている。そして「現代の社会において非常に特徴的なのは、『性』という問題が人間を考える上で欠かせない重要な問題だという認識が広く認められるようになった、これは大きな問題だと思います」と指摘し、倫理学が「人間に関する学」であるという理由で「何らかの回答をすることが広く求められているということも、ある程度共通の認識になっているのだと思います」と述べている。

しかし、そのような討論を倫理学会の大会で行うことは「容易なことではないということもおわかりいただけだと思います」としている。そこで「従来の倫理学会の枠を少し踏み破るような形」でも広範な意見を発表する方向で企画を進めたという。ただその結果、この発表は良いがこの発表はおかしい、という意見をそれぞれが持つことになってしまったという認識を示し、「要するにそのように『性』の問題を倫理

学で扱うということがきわめて困難だということ、を、私たちの、今日の企画は正直に反映している」と総括している。

久野昭氏も、冗談めかしてではあるが「なぜ私が司会をしなければならないのか」と問い、「私が暴走しかねない」ので私に「交通整理」をさせようということなのか、と答えを推測している。そして久野氏も、この問題の「交通整理」の難しさを正直に語っている。

「ただ、交通整理と申しましたけれども、これ、交通整理のやりようがないんですね。」「今日ご報告いただいたのは八人の方ですが、あっち向いたりこっち向いたり、それから問題自体もそうですし、問題の扱い方、それから扱う視点も、かなり悪く言ってしまうとバラバラ」(久野, 180 ページ)と述べている。討論の前から司会者がこのような発言をすること自体、「性」の問題を倫理学会で扱うことにいかに慣れていないかを示しているのではないだろうか。

このシンポジウムの中で、司会者は企画の題名が「性」であることについても触れている。「『セックスとジェンダーとセクシュアリティ』といういい方をよくするわけですが、その区分についてどういうふうに考えているのかという問いかけは我々の中でもありました」(同, 179 ページ)と紹介し、このシンポジウムが開催された頃にはすでに、倫理学会内で上記の三概念(セックス、ジェンダー、セクシュアリティ)の区別が知られていたことが分かる。しかし、それにもかかわらずテーマを「性」という言葉で捉えるということにした理由は、「三つの問題どれかをとるということは他の要素を切り捨てるということになりますし、またその三つが必ずしも研究のある視点として分けることはできなくてもそれをバラバラにしておいていいということもないと思ったから」

10) 日本倫理学会編 前掲書, 177 ページ以降。

11) 要録によれば、この時の総合司会は久野昭氏、丸山徳次氏、窪田高明氏である。(記載順)

だとしている。さらに、「私どもがその問題に対して無自覚にこれを混同していいと考えたというわけではなくて、その三つを含み込んだ形で問題を捉えていき、その関係をどう捉えていくかっていうのはこれからのそれぞれの課題ではないのか」と考えた、と表明している。つまり三概念の混同ではなく統一、あるいは総合としてこの標題となった、ということである。

「人と人との関わり」「人間に関する学」という視点に立って性を総合的に考察する、というスタンスは確かに倫理学の持つ利点かもしれない。しかし、その結果として論集としてのまとまりを欠き、性別役割を固定化する言説に対して無批判と受けとられても仕方ないような報告が、激烈に性暴力批判を展開する報告と並置されてしまうとすれば、逆に倫理学の欠点だと指摘されかねない。

近年でも、上記のような「バラバラ」な見解をそのまま活字にした書物が出版されている。¹²⁾ その書では「ジェンダー」概念を肯定的に理解している者もいれば、逆に「ジェンダー」に関する思想に対する非難を行った一部の学者、政党やマスコミと変わらぬ論旨の論文も掲載されている。ここではジェンダー（特に「ジェンダーフリー教育」）や、フェミニズムに対する偏見（と言わざるを得ない所感）が隠さず述べられているし、保守的「男女」観を繰り返す「倫理」観も掲載されている。ジェンダー研究やその問題群の存在が徐々に認知されている中、この書のように明確にそれらの議論に対する反発や批判を展開する倫理学研究者も存在する。このように、性に関する倫理的議論は、今も論者の見解が鋭く、そして生々しく対立する場となりうる。

倫理学研究で「性」を対象とするにあたって、共通の地平、言い換えれば研究者間で事前に了解しておく地盤が形成されなければ、今後も繰り返

し、齟齬は生じ続けるだろう。では、共通理解の形成のために何が必要なのだろうか。

先に紹介した日本倫理学会のシンポジウムには、「バラバラ」の原因について言及した発言が収録されている。

「結局この議論全体が何でこんなにバラバラになってしまうんだらうかと一所懸命考えていくのですけれども、理論的に詰まるところやはり男女のその本質的な性差というものを、社会文化的なレベルではともかくそれは歴史的に作られたものであるということはおおむね諒解できたとしても、更にやはり本質的なレベル、つまり自然的なレベルでの概念の性差というものは、どうしても、残っていくし、それを前提にして話をされる方とですね、そうではなくてこれはその自然的なレベルでの性差も含めてその性なるものが社会的に文化的に構成されたものだということで議論する方のふたつに、分類されるところでだと思えます。その分裂であると思えます。」¹³⁾

確かに、倫理学研究の世界で「性」を扱うと、上記のような分裂は多く見られる。しかし、この分裂の統一を最小限の了解事項にすることは、多分に困難であろう。というのも、フェミニズムの世界でも「本質主義」と「社会構築主義」とに大きく分かれるように、性差研究の最前線に踏み入り、その結論を押しつけ合うのは、世界観的対立をわざわざ生産しているように思われてならないからである。それらの世界観的対立が存在していることを互いに承知して、その上で性に関する「倫理」や「道徳」、「性文化」の歴史や思想を考察すること自体には大きな意義があるだろう。性差別を問題にする際につきまとう「政治性」を相互に自覚して、共通理解を促進するような建設的議論が進めば、倫理学の世界でも「最小限の了解」が形成されていくのではないだろうか。

12) 篠原駿一郎・浅田淳一編：男と女の倫理学 よく生きるための共生学入門（ナカニシヤ出版）2005年。この書は「まえがき」「あとがき」にも書かれているように、「性は男と女の二つ」という二分法に全く疑いを持たずに編集しているという、致命的な問題点がある。

13) 日本倫理学会編 前掲書、200ページ、「質問者2」の質問より。

ここまで取り上げてきた、倫理学が「性」をテーマにする際の「コンセンサスの不在」という問題は、フェミニズム研究者からも問題視されている。その点を次節で取り上げる。

3. フェミニズムから倫理学への要望

1節でも触れたように、2003年に刊行された『岩波 応用倫理学講義』(全七巻)のうち、第五巻は「性／愛」というタイトルで、ジェンダーやフェミニズムをテーマにして出版されている。「人間」や「環境」と並んで、この表題で一冊にまとめられたことは、倫理学の一分野としてようやく「性」や「ジェンダー」、「セクシュアリティ」などが重要なテーマと認められるようになってきた一つの現われと言えよう。

前節で触れた日本倫理学会編『性』と比較しても、本書は倫理的な立場での多様な研究を共同執筆しているにもかかわらず、「性」や「ジェンダー」について共通見解を執筆者陣が有していることが見て取れる。しかしこの書の特徴は、執筆者のすべてが倫理学研究者で占められているわけではないことである。むしろ、巻末の「シンポジウム」でも語られているように、倫理学を専門とする研究者の参加は金井氏など少数である¹⁴⁾。

フェミニズム研究者でもある金井氏はそのシンポジウムの冒頭に、倫理学とフェミニズム・ジェンダー研究の領域との間で「私なりに考えてきたこと」として三点について言及している。

まず第一は、「倫理研究の場面に対しても、フェミニズム・ジェンダー研究の場面に対しても、さまざまな問題は提起されている」という「この状況」に対する「倫理学の側の議論と危機意識のありよう」だと言う。

第二は、この状況に「応用倫理学はどういう対応をしようとしているか」についてである。金井

氏は「倫理の側には、この状況を語る言葉と理論枠組みがまったく不在であるといっても過言ではないように思える」(金井, 251 ページ)と指摘する。起こっている事態の背景には二つの水準があるとす。一つは「ジェンダーという言葉が担う社会関係としての性役割規範をめぐる問題状況」、もう一つは『『性／愛』領域、性行動規範をめぐる問題状況』である。これらの状況に対して、「ジェンダー」「セックス」、「セクシュアリティ」という「言葉の含意」すら、倫理学には「いまだ届いてはいないだろう」と言う。金井氏によれば、倫理学の側もそのことに「危機意識」があり、金井氏のような二つの領域に発言している者が「家族」や「性」がテーマになると呼ばれる状況がある。しかし、「認識論的パラダイム転換を導いた概念・言葉」(「家父長制」や「ジェンダー」など)が届いていないのだから、「いつもすごい徒労感を感じざるをえないというのが正直なところ」だと、心情を吐露している。

では、倫理学はフェミニズムからの問題提起をどう受け止めたと考えているのか。金井氏は「だいたい次の二つ」だと言う。一つは「性風俗の紊乱という問題状況」に倫理学がどう対応するのかということ、もう一つは「性別役割分業観に対して、女性運動、フェミニズムから異議申し立てが出ているけれど、これに対してはどういうふうに対応していくのか」である。

前者については倫理学は依然として「モラリスト的な規範言説の有効性」が崩れているという認識になっておらず、「性風俗の紊乱や性的規範の弛緩」に対しては、まだ「個人の道徳意識や倫理感情に訴えるという対応で可能だ」という「信念体系」にもとづいて「秩序の回復を図ろうという対応にとどまる」(同, 252 ページ)と指摘している。後者については、まだ依然として「性差についての特性論的平等論」が根深く存在している、

14) シンポジウム参加者は、金井淑子氏(司会)のほか、足立真理子氏、加藤秀一氏、竹村和子氏。

と指摘する。つまり性を理由にした規定的な差を認める立場であるが、しかし平等でなければならない、という理解だということである。

そして第三は「フェミニズムと倫理学の対話」である。この点について金井氏は「フェミニズム・ジェンダー研究の最前線の問題意識を倫理学の領域に伝えていくことができた」と述べており、また「何としても、倫理学の場面にフェミニズムの最も現在の問題意識とその理論・水準を届かせていく必要がある」とも述べている。では、それはどのようなメッセージなのか。

金井氏は例を挙げる。「ポスト構造主義ジェンダー論の、セックスとジェンダーの関係をめぐる認識論的な転換、あるいは本質主義と構築主義をめぐる議論といったもの」だと言う。これらの議論が倫理学の領域に非常に大きな問題を投げかけているはずだとする。しかし、それに対して倫理学は「性役割理論」として、「ジェンダー本質主義の典型」(同、253ページ)に立っている、と批判する。金井氏は言う、「倫理学というのは当為(ゾルレン)の学として、習俗化された価値の規範化という、存在(ザイン)と当為(ゾルレン)でその理論領域が成り立っている」のだから、「セックス」という生物学的性差(存在)と、「ジェンダー」という社会的に構築された性差(当為)の関係を逆転させるジェンダー研究の到達点は、「倫理学の構成そのものに問題提起をしている」と。

金井氏は他の箇所でも「存在(ザイン)と当為(ゾルレン)の関係性をめぐる習俗的な価値の規範化が倫理学の狙いです」(同、263ページ)と述べている。もし倫理学の「狙い」がそこにのみあるならば、倫理学は社会に内在する習俗を規範に変える手続きを生業とする、政治的には「保守」の仕事ということになるだろう。確かにこれでは、倫理学というフィールドからは、現状を批判的に考察する知的営為は期待できないことになる。

だが、倫理学の主な役割は、規範化していない習俗的な価値を「規範化」するだけでなく、その

規範を理論化(対象化)することも含まれているのではないだろうか。習俗として非言語的な歴史を持つ規範を対象化することによって、客観的な検討が初めて可能になる。だからこそ、現代の倫理学研究が過去の倫理学を批判的に検討できるのであろう。もちろん同じ文献を用いて過去を懐かしみ、復古を願うこともできるのではあるが、それは学習者の自由に属する問題であって、倫理学の学問的特性に関わる問題ではない。

金井氏は他にも、倫理学に「リベラリズム倫理」と「パターナリズム倫理」を見ている。つまり「個人を自律的な主体としてとらえ、自由や平等、さらに自立や自己決定で規定するという人間観を前提」にした「リベラリズム倫理」、そして「社会を公的領域と私的領域の二元的なシステム体系としてとらえて、法の領域と、法の外のプライバシー領域」の二つの原理で区分し、「パターナリズム倫理」を介在させた、としている。

さらに、倫理学が「性の規範」において前提にしているのは、「強固なジェンダー本質主義に立つ性別の二元体系」だという。「あるいは異性愛主義、性と恋愛の結婚の三位一体規範による家族イデオロギー」が「国家や社会の共同性の紐帯」として、近代的な「個」を社会に媒介する項として位置づけられている、と結論づけている。ここまでくると、もはや倫理学はジェンダー研究によって明らかになってきた現代の性差別や「ジェンダー・バイアス」(例えば「女は女らしいのが当然」というような、性差を固定して社会的役割を押しつける偏見)は、すべて倫理学の側の認識であるかのようである。

たしかに古代ギリシアから20世紀初頭までの文献講読を重視した戦後日本の倫理学史の一部分は、上に指摘を受けたような認識の倫理学者の研究を「読む」という解釈作業に終始していたと言えるのかもしれない。しかし現在は、この書(『応用倫理学講義』)のように、(実際に論じているのは未だ倫理学の専門家以外だとしても)そのよう

な歴史を批判的に考察する場もまた、倫理学研究者によって形成されてきている。現在の倫理学研究者が、上に指摘された問題を、まさに「倫理」問題として捉えることは十分に可能ではないのだろうか。

この「フェミニズムと倫理学の対話」で、金井氏が倫理学、応用倫理学の課題として挙げたものは、以下の通りである。「差異と平等をめぐる議論」、「自己決定と自己責任論」、あるいは「私的領域と公的領域、その自由と規制をめぐる問題」、「性や家族にかかわる領域」をどこまで「個人の自律性」でいくのか、または「私的領域への法的介入をどこまで認めるのか」、「親密圏と公共圏の境界を越えた共同性の原理」、等々。

これらのテーマだけを眺めるならば、倫理学が消極的になって取り扱ってこなかったテーマだと思ふ倫理学研究者はほとんどいないのではないだろうか。その多くは「応用倫理学」と呼ばれる場で為されている議論であるかもしれないが、すでに多くの議論が為されてきただろう。問題は、それらがフェミニズムの側へ発信されていないことだけなのではないだろうか。

さらに、このシンポジウムではフェミニズム研究者の立場から、倫理学がなぜ「性別役割分業観」や「男女特性論」にとどまるのか、その分析も行われている。

まず、参加者の共通認識として「倫理学は大きな物語」だと規定している。その物語とは、「性的差異を非還元的に見る考え方」（竹村、262ページ）である。その「性的差異を根幹に置く思想」を「近代家族とか、公私の二分法とか、異性愛主義に翻訳してきた」（同、263ページ）のだという。その意味で、倫理学は「自律的な個を前提とした間主体的なモラル」だと規定している。「その結果、あたかも自然発生的に、わたしたちを或る一定の〈人間（ヒューマン）〉に造形する倫理観」であるとする。

しかし、倫理学がそのような「人間」像を構築

すること自体に問題の原因が内在しているのだろうか。古来より哲学や倫理学は、人間の普遍的問題を分析する方法として、個別の出自を捨象することを前提として論じてきたのではなかったか。問題の所在はむしろ、それらの考察を（学問全般に言えることであるが）、もっぱら男性だけで営んできて、その結果、男性を「人間（マン）」と称することに疑問を持たなかったことにみられるような、性別構成が偏ったまま形成されてきた歴史にあるのではないか。誰が論じていくか、その生物学的な性別構成やセクシュアリティ（性行動）構成の変化によって、またそのような変化を論じる者たちが自覚することによって、倫理学は変容を遂げていく可能性もあるのではないか、と考えるのは楽観的に過ぎるだろうか。

シンポジウム参加者の議論はこの後、哲学者や倫理学者は「どうして男女特性論」に「はまっているのか」（加藤、265ページ）という方向へ進んでいる。それに対し金井氏は「倫理学のなかにある生物学的な基盤主義というふうには私は言ったけれど、自分自身を含めた性差に対する素朴な信念や、これにまつわる強い感情、それが最も色濃く出るのが倫理学研究の場面かな」（同ページ）と答えている。それに対して加藤氏は「でも、ほんとうにそういう問題なのか、倫理学という構えそのもののなかに、粗雑な男女特性論とか性別役割分業観の議論そのもの、言説のレベルの問題としてつまずきの石にしているような認識装置そのものの欠陥は、はたしてないだろうか」（同、266ページ）と問うている。参加者たちは、倫理学の「認識装置そのものの欠陥」の可能性を言及するに至っている。

ここまで見てきたように、このシンポジウムではフェミニズム研究者の側では（少なくとも出席者たちは）、倫理学（及び倫理学研究者）は一定のまとまった価値観に留まっていると理解されており、それはステレオタイプな「性別役割観」「性別二元体系」への固執だと認識されている。つま

り、90年代に倫理学会の共同研究で語られているような「バラバラ」という認識ですらないのである。筆者の実感では、今もなお全体としては「バラバラ」な状況にあると言えるが、先に取り上げた2008年の日本倫理学会でのワークショップ（「性の倫理学の可能性について」）のように、若手研究者の中では「変化の兆し」を見て取ることができると考えている。

このシンポジウムでは、「倫理学」ではなく、「中間領域」「中間理論」（同、261ページ）として「応用倫理学」を登場させ、その学問が「性」を倫理問題として語る可能性に、参加者たちは注目している。つまり、正確には旧来の「倫理学」への失望と、「応用倫理学」への期待を語っているのである。もしかするとそれは、「倫理学」研究者への失望や、「応用倫理学」研究者への期待が含まれた意見なのかもしれない。

4. 倫理学とジェンダー論の「接点」のために

前節で見てきたようなフェミニズム研究者側の問題意識は、倫理学という学問が持つ本質的限界を指しているのか、それとも倫理学を扱う人間（倫理学者）の側の問題なのか、明確に区別が為されているとは言い難い。批判の多くは倫理「学」の側の問題として整理され、理解されているが、果たしてそれが原因だと断定して良いのだろうか。前節でも触れたように、その結論に違和感を覚える倫理学研究者もいるだろう。ここで、一つの視点を取り上げたい。

1節で紹介した日本哲学会の2007年の「共同討議I」には北川氏のほかに、舟場保之氏の論文が掲載されており、その中で「アイデンティティ・ポリティクス」の性質について言及している。¹⁵⁾

ある「抵抗」の異議申し立てがなされたとき、「あなたはなぜそのように主張するのか」という問いに対し、「私は〇〇に関して攻撃されているから」

と答えるとする。「しかし論拠がこのようなものであるとしたら、この言い分に納得できるのは同じように〇〇に関して攻撃されている者だけであり、異議申し立ては〇〇に関して攻撃されている者にしか説得力をもたないことになる。だからこそ、このような異議申し立てに無理解な者に対しては、『あなたは〇〇に関して攻撃されていないかわからないのだ』という言い方が（きわめてよく）なされるのだろう」。この説明は、「被害者であること」を論拠に主張を展開する時に発生する特有の事態を述べている。つまり、「アイデンティティ・ポリティクスの主張は、アイデンティティに論拠がおかれる限り、アイデンティティが同一の者には説得力をもつがそうでない者には説得力をもたないのである」。しかもその論拠が「反論の余地がない事実」なら、なおさら論拠を問題化することができず、アイデンティティ・ポリティクスの主張は反駁される可能性を「原理的にもたない絶対的なもの」になってしまうだろう、と述べている。したがって「アイデンティティを異議申し立ての論拠とするアイデンティティ・ポリティクスの主張は、他ならぬアイデンティティを論拠とすることそれ自体のために、異議申し立てが異議申し立てとして認知されない」（舟場、73ページ）という事態を生んでしまう。「アイデンティティ・ポリティクス」が論者の出自を議論の正当性の根拠とするかぎり、出自を共有しない読者は普遍的妥当性を論じることができなくなってしまうだろう。

ここでテーマになっているのは「哲学」であるが、「倫理学」でも同様の事態が生じうるだろう。倫理学でも「ジェンダー」をテーマに考察しようとすれば、やはり「アイデンティティ・ポリティクス」がその「被害」や「被抑圧」を論拠にすれば、議論の入り口の段階で、或る特定の読者層には主張がスムーズに理解されるだろうが、別の読者層にとって理解が困難であってもやむを得ない、と

15) 舟場保之：ジェンダーは哲学の問題となり得ないのか、日本哲学会編『哲学』No.58, 65～66ページ。

いう足枷がなされてしまうことにならないだろうか。これではいつまでも、倫理学の学問的制限の問題と倫理学研究者の「ジェンダー・バイアス」による「無理解」の問題が結びつけられたまま、フェミニズム研究者の側からの批判が継続することになりはしないだろうか。もちろん、「被害者が被害者として、被害の事実を論拠にして主張する」語りが必要であるとは考えないし、それは今後も重要であるが、そのような議論は絶えず、アイデンティティを共有しない者との間に断絶が生じる可能性があるし、ジェンダー論はその断絶を埋める役割をも担っているのではないだろうか。

大学の教養科目として、「女性学」や「ジェンダー論」は全国各地の大学で幅広く開講されている。それはもちろん「女子大学」だけではなく、「共学」で学ぶ学生にも開かれた学問として展開されてきた歴史がある。今後のさらなる発展のために、「性」による被差別、非抑圧経験がなくても理解の可能な学問の語り口がもっと検討されても良いだろうし、多様なアプローチが開発されても良いだろう。

結論として、筆者が「はじめに」で仮称した「ジェンダーの倫理学」が可能であるとすれば、おそらく以下になると思われる。まず第一に、ジェンダー論研究の理論的蓄積に謙虚に学びながら、同時に既存の倫理学史を対象化させ、反省的考察を加えていく。その中で、ジェンダー論を踏まえた倫理学の「像」を形成する目的意識を持ちつつ、同時に「アイデンティティ」を論拠とした主張に終始せず、「すべての『性』が問題認識を共有する」倫理学を目指していくことになるだろう。その課題としては、『性／愛』で提起されたようなテーマもあるだろうし、日本倫理学会の若手研究者によるワークショップの文章で書かれたような「伝統の見直し」も含まれるだろう。それでもなお、筆者の目指す学が「旧態依然の男性中心主義」の論理だと批判されることもあるだろうが、それこそ

謙虚に耳を傾け、反省しつつも理論構築に向かうしかない。それが、倫理学研究者の為すべき重要な仕事に他ならないと考えているからである。

おわりに

金井氏は、本稿で取り上げた『性／愛』の「はじめに」の冒頭で、本巻が倫理学とフェミニズムの「抗争的対話」の場になることは避けがたい、と記している。しかし、「抗争」だと考えているのは、(正直に申し上げて)フェミニズム研究者の側だけではないのだろうか。倫理学はむしろそこまでの問題意識を持って「性」の問題に対峙していると呼べるような状況になっているわけではない。むしろそれ自体が大きな問題であろうと思われるのである。

本稿の紙幅で、「日本の倫理学(および倫理学研究者)はフェミニズムやジェンダー論にいかなる貢献をすべきか」という大きな問題に詳細な解答を出せるわけではない。しかし、フェミニズムやジェンダー論を研究する側が倫理学(および研究者)をどういう視点で見ているのかを知ることで得られる意義は大きいと思われる。もっと活発に双方向の交流がなされるならば、また「性」をめぐる現状認識について互いが互いのフィールド(学会など)に乗り込んで行き、活発に討論を重ねるならば、そこから得られる成果は小さくないだろう。一倫理学研究者として、倫理学が「人と人との関係」を扱う学問である限り、それらを為し得る学問であると筆者は信じて疑わない。

共学の教育現場で「倫理的な立場で」「性について」語っていく営みはほとんど始まったばかりである。¹⁶⁾ その多くは、さしあたりフェミニズムやジェンダー論のタームを手がかりにすることから始まるだろうが、それは同時に倫理学の新たな

16) たとえば松島哲久氏は、学生がともに「性と人権」を考える教育のあり方を提言している。松島哲久：性と人権、『大阪薬科大学紀要 vol.1』2007年。

展開の出発点でもあるだろう。その場に多くの倫理学研究者が参加されることへの期待を表明したい。